別表第二のうち1　大使館の表大洋州の項中「キリバス

	10.5%	アメリカ合衆国ドル	5,894	4,789	4,237	3,684	3,316	2,947	」を「キリバス			
	21.3%	アメリカ合衆国ドル	2,896	2,353	2,082	1,810	1,629	1,448	」に改め、同表アフリカの項中「南アフリカ共和国		23.5%	アメ
リカ合衆国ドル		2,621	2,129	1,884	1,638	1,474	1,310	」を「南アフリカ共和国		23.5%	アメリカ合衆国ドル	2,621	2,129	1,884
1,638		1,474	1,310					南スーダン		15.5%	アメリカ合衆国ドル	3,973	3,228	2,855
2,483		2,235	1,986	」に改める。										

附　則

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令第一条及び別表第一の規定（在クック及び在南スーダンの各日本国大使館に係る部分を除く。）は、平成二十四年四月一日から適用する。

外務大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修
内閣総理大臣　野田　佳彦

構造改革特別区域法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年九月五日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第二百二十三号

構造改革特別区域法施行令の一部を改正する政令

内閣は、構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十三号）の施行に伴い、並びに構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第十項、第三十一条第十一項及び第三十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第六条を削る。

第五条中「構造改革特別区域内にある」を「構造改革特別区域において、」に、「限る。別表第一号」を「限る。以下この条」に、「利用して溶融一般廃棄物」を「利用した溶融一般廃棄物埋立処分事業（溶融一般廃棄物」に、「別表第一号において同じ。）の埋立処分を行うこと」を「以下この条において同じ。）の埋立処分を行う事業をいう。）を実施すること」に、「当該埋立処分」を「地中空間を利用して溶融一般廃棄物の埋立処分」に改め、同条を第七条とし、第四条の次に次の二条を加える。

（準用河川の特定発電水利使用に関する河川法の特例）

第五条　法第三十一条第九項の規定は、準用河川（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第百条第一項に規定する準用河川をいう。）の特定発電水利使用（法第三十一条第七項に規定する特定発電水利使用をいう。）に関し河川法第百条第一項において準用する同法第二十三条又は第二十六条第一項の許可の申請があった場合について、この場合において、法第三十一条第九項中「第三十八条」とあるのは、「第百条第一項において準用する同法第三十八条」と読み替えるものとする。

（農業改良助長法施行令の特例）

第六条　都道府県が、その設定する構造改革特別区域において、農業関連事業普及指導員任用事業（当該構造改革特別区域における農業関連事業（農産物の加工又は販売の事業その他農業に関連する事業をいう。以下この条において同じ。）について識見を有する普及指導員（農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）第八条第一項の普及指導員をいう。以下この条において同じ。）の数が当該構造改革特別区域内において農業関連事業を行う農業者の数に比して少ないと認められるときに、次の各号のいずれにも該当する者を普及指導員に任用する事業をいう。）を実施することにより、当該構造改革特別区域内の農業者による農業関連事業の実施を通じた農業経営の改善に資するものと認めて法第四条第九項の規定による内閣総理大臣の認定（法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。以下「認定」という。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該都道府県の知事が普及指導員の任用を行う場合における農業改良助長法第九条の政令で定める資格を有する者は、農業改良助長法施行令（昭和二十七年政令第百四十八号）第三条に規定する者のほか、当該各号のいずれにも該当する者とする。

一　農業関連事業について識見を有する者としての農林水産大臣が定める基準を満たす者

二　当該都道府県の知事が、農林水産省令で定める方法により、当該構造改革特別区域内において農業改良助長法第八条第二項各号に掲げる事務を行うのに必要な知識及び能力を有すると認める者

別表を削る。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　野田　佳彦
農林水産大臣　郡司　彰
国土交通大臣　羽田雄一郎
環境大臣　細野　豪志